



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 18 日 (金)  
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例 (21) (森林・林業総室) . . . 5
	鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例 (22) (〃) . . . . . 6
	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例 (23) (空港港湾課) . . . . . 7
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (24) (会計指導課) . . . . . 10
	鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (25) (教育委員会人権教育課) . . . . . 12
	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (26) (企業局経営企画課) . . . . . 13
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (27) (病院局総務課) . . . . . 15

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、この条例に基づいて行われる間伐材搬出促進事業を継続することに伴い、条例の失効期限を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成23年3月31日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県林地開発条例の一部改正について

1 条例の改正理由

開発行為に伴う災害の防止及び開発行為の適正な実施を図り、森林の有する公益的機能を維持するため、引き続きこの条例による許可、指導監督及び事務手続を行うよう条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県港湾管理条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取港ポートパークの一層の利用の促進を図るため、使用料の額の見直しを行うとともに、同一の大きさの係留施設等における船舶間の使用料の額の差を解消するため、使用料の区分を改める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり船舶の長さにより定めていたポートパーク使用料の区分を係留施設又は保管施設の大きさによる使用料の区分に改め、使用料の額を引き下げる。

ア 鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋を使用する場合

改正後	改正前
長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合
長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが10メートル以上の船舶を係留する場合

イ 鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合

改正後	改正前
長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合
長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合
	長さが10メートル以上の船舶を係留する場合

## ウ 鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合

改正後	改正前
長さが6メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を保管する場合
長さが6メートル以上8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を保管する場合
長さが8メートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を保管する場合
	長さが10メートル以上の船舶を保管する場合

- (2) 船舶の長さにより定めていた鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合の岸壁及び物揚場の使用料の区分を廃止し、使用料の額を引き下げる。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成23年5月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、熱回収施設設置者の認定制度が創設されたこと等に伴い、当該認定制度に係る事務について新たに手数料を定める等所要の改正を行う。
- (2) 2級建築士免許証及び木造建築士免許証をICチップを内蔵した顔写真入りプラスチック携帯型免許証に変更することに伴い、手数料の額を引き上げる等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
- ア 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円
- イ アの認定の更新 1件につき20,000円
- ウ 2級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付 1件につき5,900円
- (2) 2級建築士又は木造建築士の登録に係る手数料の額を1件につき19,200円(現行 18,000円)に引き上げる。
- (3) 知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合には、(1)のウの手数料はその者に納め、その者の収入とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

## 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

市町村が処理する鳥取県進学奨励資金に関する事務については、おおむね終了したことに伴い、市町村が処理する事務から当該資金に関する事務を除くものとする。

## 2 条例の概要

- (1) 市町村が処理する事務から同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるものを除く。
- (2) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 電力の需給事情の変化、地球温暖化対策の推進が必要とされている現状等を踏まえ、企業局が行う電気事業に係る経営の基本について見直す。
- (2) 電気事業の用に供する発電施設として新たに袋川発電所を設け、電力の供給を開始することに伴い、当該発電施設の名称等について定める。
- (3) 工業用水の需要に対して十分な供給能力が確保されている現状に鑑み、水量メーターにより計測することによって、算定作業の効率化を図るため、工業用水道の給水料金の算定に用いる「超過使用水量」の定義を見直す。

## 2 条例の概要

- (1) 電気事業は、産業基盤の強化及び地球温暖化対策の推進を図るため、水力、風力等の再生可能エネルギーの利活用により、電力の供給を能率的かつ経済的に行うことを経営の基本とする。
- (2) 電気事業の用に供するため新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法を次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
袋川発電所	1,100キロワット	卸売

- (3) 超過使用水量は、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の企業管理規程で定める時間（以下「単位時間」という。）当たりの水量（特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあつては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えて得た水量）を超えて使用した単位時間における当該超過に係る水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量とする。
- (4) 施行期日は、規則で定める日とする(2)及び公布日とする(3)を除き、平成23年4月1日とする。

## 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

看護師、医療技術員等の増員等を行い、診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

## 2 条例の概要

- (1) 職員定数を1,049人（現行 1,001人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第21号

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略	附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成23年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第22号

鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例

鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 及び 2 略	附 則 1 及び 2 略 <u>（この条例の失効）</u> <u>3 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第23号**

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 港湾施設用地以外の港湾施設				1 港湾施設用地以外の港湾施設			
港湾施設の種類	区 分	使 用 料		港湾施設の種類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
岸壁及び物揚場	略				略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	1隻につき1日	820円	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	長さが10メートル未満の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,500円
		1隻につき1月	8,200円		1隻につき1月	15,000円	
		1隻につき1年	82,000円		1隻につき1年	150,000円	
鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧	長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	6,500円	鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円
		1区画につき1年	65,000円		長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,000円
					長さが8メートル以上	1隻につき1月	15,000円

ポ ー ト バ ー ク	橋を使用する場合	長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	8,200円	橋を使用する場合	10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	150,000円
		長さが6メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	82,000円		長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1年	180,000円
	鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋を使用する場合	長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	7,400円	鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,400円
			1区画につき1年	74,000円		長さが6メートル以上の8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	84,000円
		長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	9,900円		長さが8メートル以上の10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	125,000円
			1区画につき1年	99,000円		長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1年	157,000円
	鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	3,700円	鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1月	4,200円
			1区画につき1年	37,000円			1隻につき1年	42,000円
		長さが6メートル以上8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	5,000円		長さが6メートル以上の8メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1月	6,250円
			1区画につき1年	50,000円			1隻につき1年	62,500円
		長さが8メートル	1区画につき1年	6,300円		長さが8メートル以上の10メートル	1隻につき1年	7,850円

	ートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	つき1月						
		1区画につき1年	63,000円			未満の船舶を保管する場合	1隻につき1年	78,500円
						長さが10メートル以上の船舶を保管する場合	1隻につき1月	9,400円
							1隻につき1年	94,000円
略				略				
2 略				2 略				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の鳥取県港湾管理条例別表第1のポートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合の長さが6メートル未満の船舶を係留する場合に該当して使用料の額が1隻につき1年84,000円であった者であって、施行日以後に改正後の鳥取県港湾管理条例別表第1のポートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合の長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合に該当して使用料の額が1区画につき1年99,000円となるものに係る使用料の額については、平成26年3月31日までの間、改正後の鳥取県港湾管理条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。

- (1) 平成23年5月1日から平成24年3月31日まで 1区画につき1年84,000円
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1区画につき1年89,000円
- (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 1区画につき1年94,000円

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第24号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p><u>(79の2) 廃棄物処理法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円</u></p> <p><u>(79の3) 廃棄物処理法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円</u></p> <p>(79の4) 略</p> <p>(79の5) 略</p> <p>(80)～(90) 略</p> <p>(91) 廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>(91の2) 廃棄物処理法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円</u></p> <p><u>(91の3) 廃棄物処理法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円</u></p> <p>(91の4) 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p>(79の2) 略</p> <p>(79の3) 略</p> <p>(80)～(90) 略</p> <p>(91) 廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(91の2) 略</p>

<p>(91の5) 略</p> <p>(92)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき<u>19,200円</u></p> <p>(301の2) <u>建築士法第11条第2項に規定する2級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付</u> 1件につき<u>5,900円</u></p> <p>(302)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号及び第301号の2の手数料 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者</p> <p>(16)～(18) 略</p>	<p>(91の3) 略</p> <p>(92)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき<u>18,000円</u></p> <p>(302)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号の手数料 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者</p> <p>(16)～(18) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第25号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p><u>（3） 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるもの</u></p> <p>（4）略</p> <p>（5）略</p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第26号**

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
<p>（経営の基本）</p> <p>第4条 電気事業は、<u>産業基盤の強化及び地球温暖化対策の推進を図るため、水力、風力等の再生可能エネルギーの利活用により電力の供給を能率的かつ経済的に行う。</u></p> <p>2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">最大出力</th> <th style="text-align: center;">電力供給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td style="text-align: center;">卸売</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加地発電所</td> <td style="text-align: center;">1,100キロワット</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">卸売</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">袋川発電所</td> <td style="text-align: center;">1,100キロワット</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 給水料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 この表において「<u>超過使用水量</u>」とは、<u>基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の企業管理規程で定める時間（以下「単位時間」という。）当たりの水量（特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあつては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えて得た水量）を超えて使用した単位時間における当該超過に係る水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量を</u></p>	施設の名称	最大出力	電力供給方法	略		卸売	加地発電所	1,100キロワット	卸売	袋川発電所	1,100キロワット	略		略	<p>（経営の基本）</p> <p>第4条 電気事業は、<u>電力需給事情の改善により、産業経済基盤の整備強化を図るため、電力の供給を能率的かつ経済的に行う。</u></p> <p>2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">最大出力</th> <th style="text-align: center;">電力供給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td style="text-align: center;">卸売</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加地発電所</td> <td style="text-align: center;">1,100キロワット</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">卸売</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 給水料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 この表において「<u>超過使用水量</u>」とは、<u>1日の各時間において使用する最大の水量から基本使用水量を24で除して得た水量と特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量とを合計して得た水量を減じて得た水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量をいう。</u></p>	施設の名称	最大出力	電力供給方法	略		卸売	加地発電所	1,100キロワット	卸売	略		略
施設の名称	最大出力	電力供給方法																									
略		卸売																									
加地発電所	1,100キロワット	卸売																									
袋川発電所	1,100キロワット																										
略																											
略																											
施設の名称	最大出力	電力供給方法																									
略		卸売																									
加地発電所	1,100キロワット	卸売																									
略																											
略																											

いう。 2 略	2 略
------------	-----

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は規則で定める日から、別表の改正規定は公布の日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第27号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,049人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,001人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。